



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

# 障害者自立支援法等の改正について

平成23年8月26日

社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課



# 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

## ① 趣旨

公布日施行

- － 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

## ② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

## ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

## ④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- － 相談支援体制の強化 { 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 }
- － 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

## ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- － 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- － 在園期間の延長措置の見直し { 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。 }

## ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行  
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

## ① 趣旨

(施行期日)  
公布日施行

### 趣旨

(課題) 改正の趣旨を明確にする必要。

→ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律を整備するものであることを明記。

## ② 利用者負担の見直し

(施行期日)  
平成24年4月1日までの政令で  
定める日(平成24年4月1日  
(予定))から施行

### 利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ 法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。  
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、市町村民税非課税世帯については、利用者負担は無料。

※ 利用者の実質負担率0.37%(H22.9国保連データ)。

### 利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ 高額障害福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者の負担を軽減。

## 利用者負担の規定の見直し（平成24年4月1日施行予定）

○ 今般の改正により、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上明確化。

○ これにより、障害者等に支給される介護給付費等の月額、以下のとおりとなる。

（改正前）障害福祉サービスに要する費用の額の100分の90



〔ただし、当該費用の1割相当額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超える場合は、支給される月額を100分の90を超え100分の100以下の範囲内で調整。〕

（改正後）障害福祉サービスに要する費用の額

— 家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額

〔ただし、当該政令で定める額が当該費用の1割相当額を超えるときは、当該1割相当額〕

※ 自立支援医療、補装具、障害児通所支援、障害児入所支援等に係る利用者負担及び給付費についても同様。

○ 「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」（負担上限月額）、その判定基準（階層区分、世帯の範囲等）などについては、予算編成等を踏まえながら順次連絡。

# 利用者負担に係る規定の見直しについて

○市町村が障害者に対して支給する給付費の月額

=

かかった費用の額

-

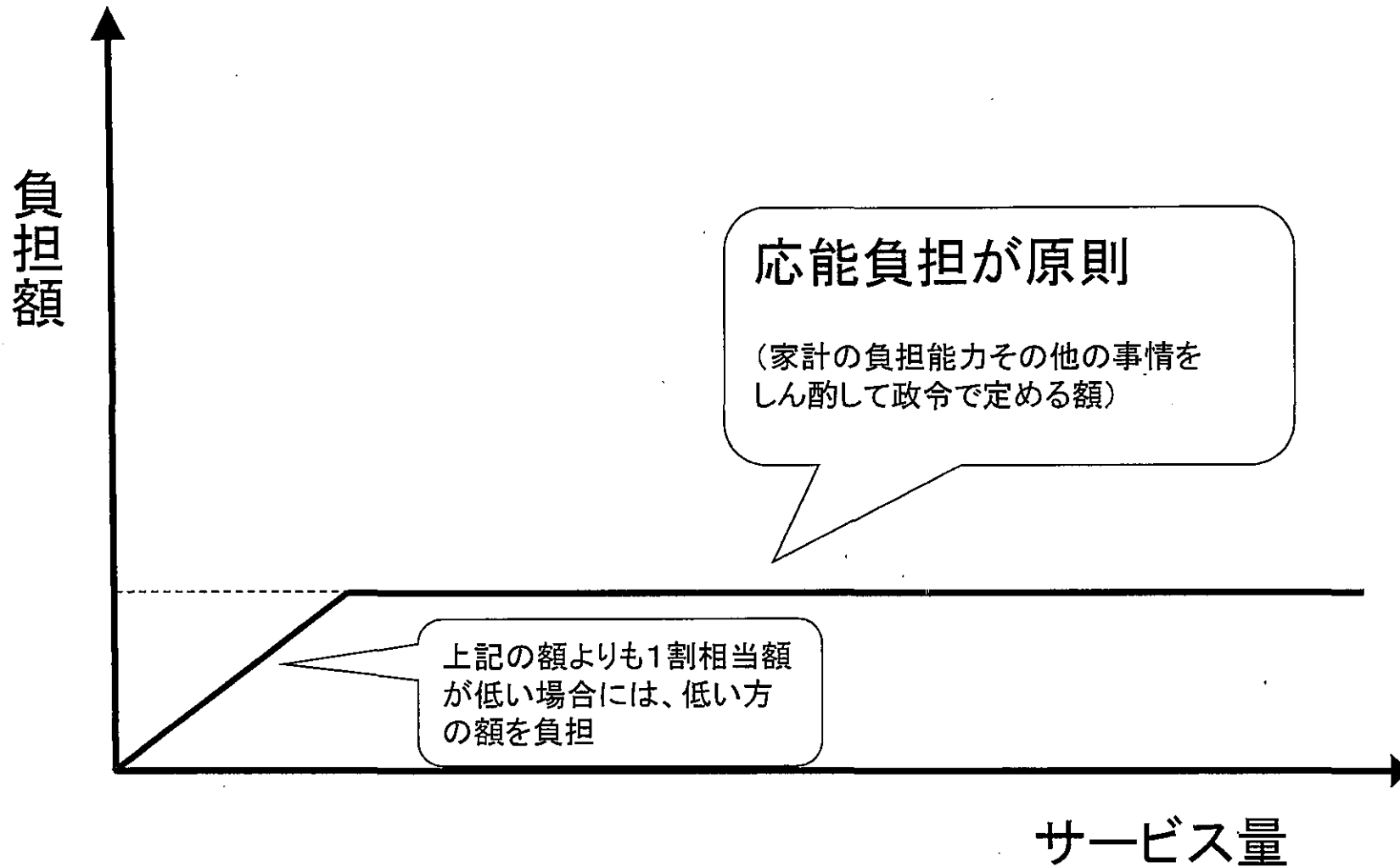
一部負担の額

## ・応能負担が原則

〔家計の負担能力その他の事情を  
しん酌して政令で定める額〕

〔上記の額よりも1割相当額が低い  
場合には、低い方の額を負担〕

# 利用者負担の規定の見直し





## 利用者負担の合算（平成24年4月1日施行予定）

- 今般の改正により、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給。
  - 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するもの。
    - ① 障害福祉サービスに係る利用者負担
    - ② 補装具に係る利用者負担
    - ③ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
    - ④ 障害児通所支援に係る利用者負担
    - ⑤ 障害児入所支援に係る利用者負担
  - 詳細は、予算編成等を踏まえながら順次連絡するが、基本的な考え方は以下のとおり。
    - ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
    - ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。
- ※ 高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村、高額障害児入所給付は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給

# 高額障害福祉サービス費の補装具費との合算

○ 現在、「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。

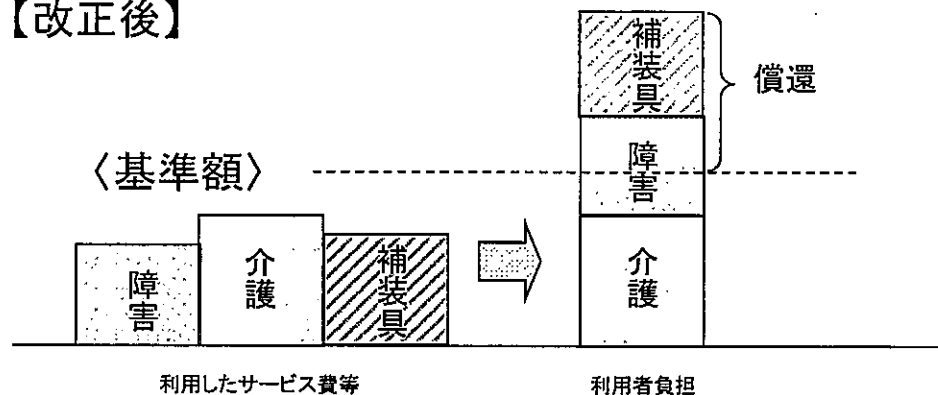
- ①同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
- ②障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
- ③同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用

新たに補装具費も  
合算対象となる費用とする(※)

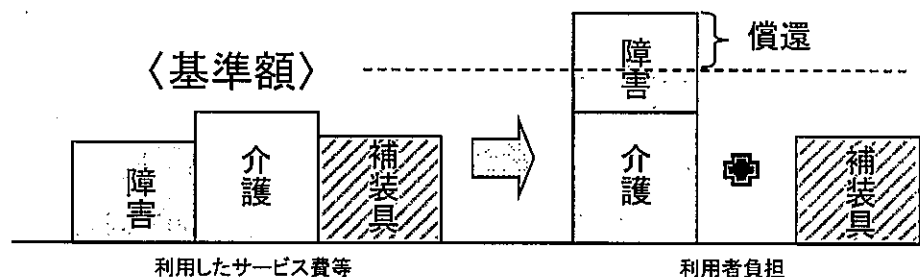
※補装具費は、世帯の中に市町村民税所得割額が46万以上の者がいる場合は公費負担の対象外(現行どおり)。

＜例：同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用及び補装具費の支給を受けている場合＞

【改正後】



【現行】



(施行期日)  
公布日施行

### ③ 障害者の範囲の見直し

#### 障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

# ○ 障害者の範囲について

## ◆ 障害者自立支援法との関係について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、今般「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」により、障害者自立支援法第4条第1項において、発達障害は精神障害に含まれるものとして法律上に明記されたところであり、各種サービスの対象となるので、改めて管内市区町村及び関係機関等へ周知願いたい。

### 【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害  
（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

（参考） ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

第5章 精神及び行動の障害（F00-F99）

		<法律>		<手帳>
F00-F69	統合失調症や気分（感情）障害など	精神保健福祉法		精神保健福祉手帳
F70-F79	知的障害<精神遅滞>		知的障害者福祉法	療育手帳
F80-F89	心理的発達の障害 （自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害など）		発達障害者支援法	精神保健福祉手帳
F90-F98	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 （注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など）			

【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者  
(精神保健福祉法第5条)



※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など

【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。

(障害者自立支援法第4条第1項)

<発達障害児（者）の利用が見込まれる主なサービス>

(1) 相談支援事業

(2) 日中活動系サービス

① 就労移行支援

② 就労継続支援

③ 自立訓練(生活訓練)

④ 児童デイサービス

(3) 訪問系サービス

① 行動援護

② 短期入所(ショートステイ)

(4) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)

(5) 地域生活支援事業

① 移動支援

## ④ 相談支援の充実

(施行期日)  
原則として平成24年4月1  
日施行(予定)

### 相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取り組状況に差がある。  
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

- 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を市町村に設置。
- 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
- 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

### 支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

- 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。  
※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は2,731人(H21.4)。

# 基幹相談支援センター

- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
- 市町村又は当該業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者その他の省令で定める者が設置することができる。

## 設置できる者

■市町村

■市町村が委託する者  
(一般相談支援事業者等)

※設置するかどうか  
は市町村の任意

## 《基幹相談支援センター》

- 身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う

地域における相談支援の  
中核的な役割を担う機関

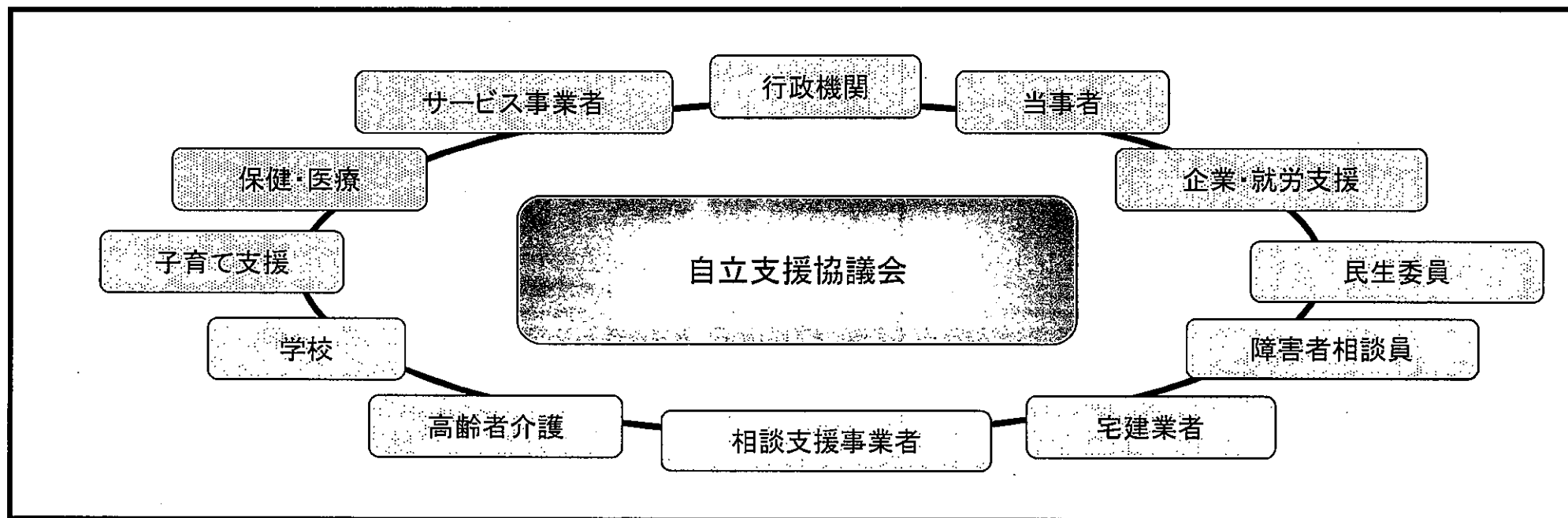
## (基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

- 自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。
- 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

# 「自立支援協議会」を法律上位置付け

- 障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。
  - これを担う「自立支援協議会」について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
  - 自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。
- ※ この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、「第三期障害福祉計画(平成24年度～)」の作成に当たっても、今回の改正の趣旨を踏まえ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

## 【自立支援協議会を構成する関係者】





# 「障害者」の相談支援体系

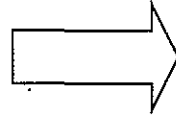
現行

見直し後

一般的な相談支援

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

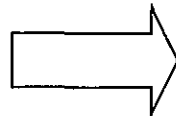
サービス等利用計画

**指定相談支援事業者**

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)  
・サービス利用計画の作成  
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談



**指定特定相談支援事業者**

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)  
・サービス利用支援  
・継続サービス利用支援

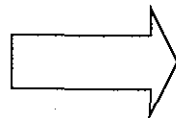
・支給決定の参考  
・対象を拡大に拡大

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

地域移行支援・地域定着支援

○精神障害者地域生活支援特別対策事業(補助金)  
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)  
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)



**指定一般相談支援事業者**

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○地域相談支援(個別給付)  
・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)  
・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

# 「障害児」の相談支援体系

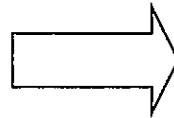
現行

見直し後

一般的な相談支援

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

サービス等利用計画等

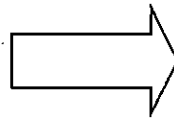
居宅サービス

**指定相談支援事業者**

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)  
・サービス利用計画の作成  
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談



**指定特定相談支援事業者**

※事業者指定は、市町村長が行う。

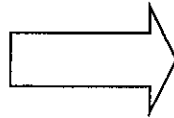
○計画相談支援(個別給付)  
・サービス利用支援  
・継続サービス利用支援

・支給決定の参考  
・対象を拡大に拡大

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

通所サービス

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)



**創設**

**障害児相談支援事業者(児)**

※事業者指定は、市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)  
・障害児支援利用援助  
・継続障害児支援利用援助

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

# 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

## ○ 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

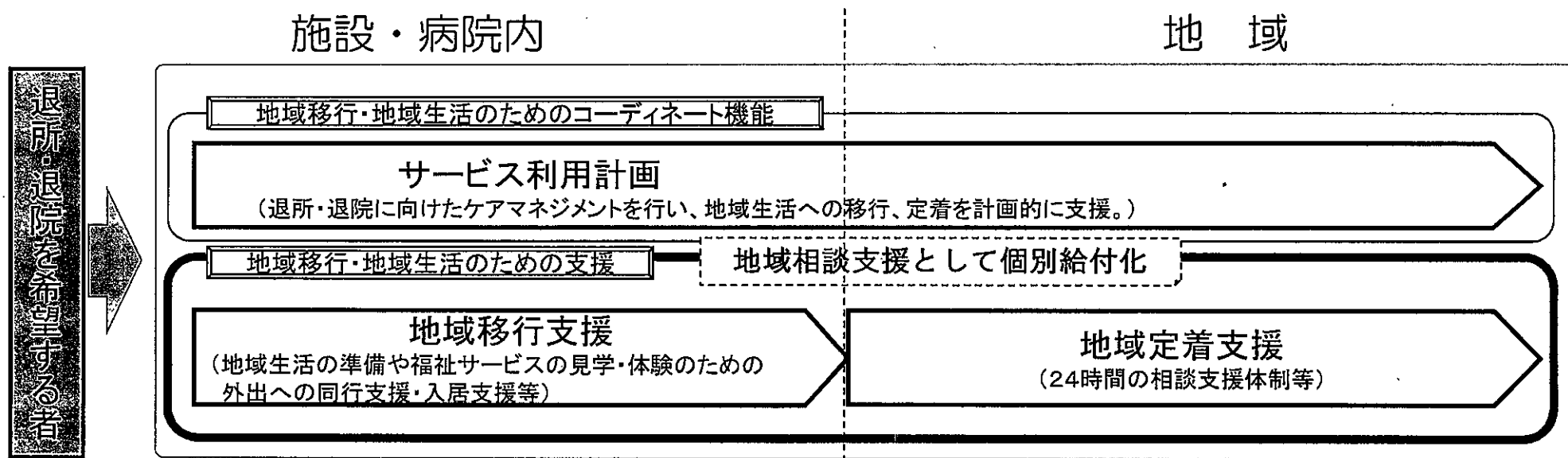
## ○ 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

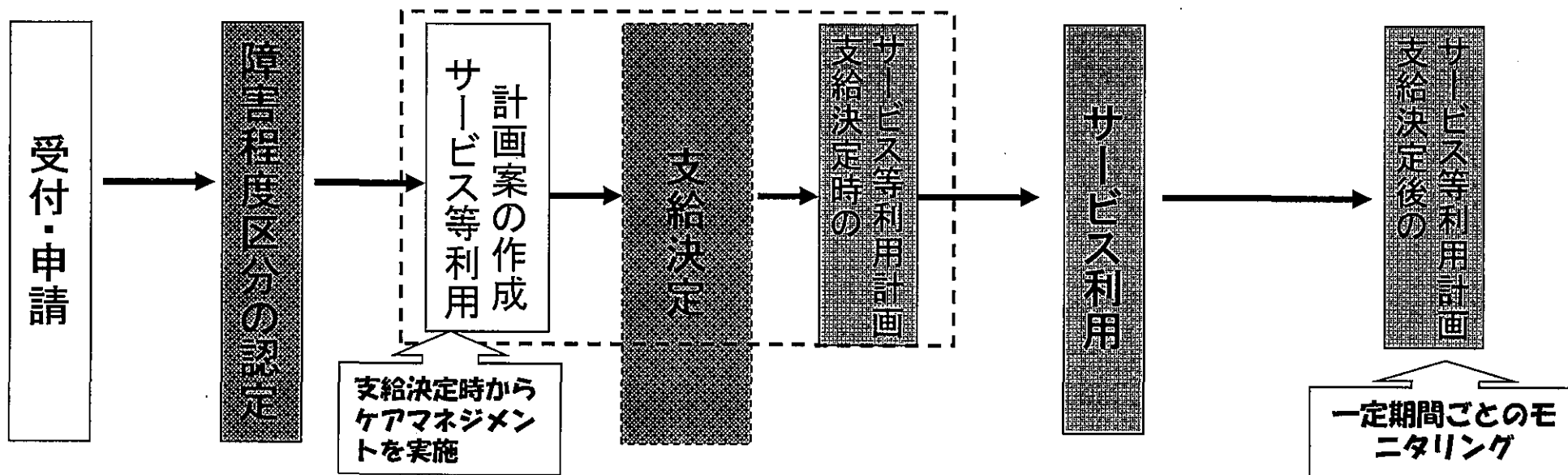
※ 地域移行支援・地域定着支援を担う「一般相談支援事業者」の指定は、都道府県が行う。

※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。



# 支給決定プロセスの見直し等

- 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。
  - \* 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
  - \* 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
  - \* サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとする。
  - \* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成するようにする方向で検討)
  - \* 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。



## ⑤ 障害児支援の強化

(施行期日)  
平成24年4月1日施行

### 児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等にわかれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

### 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。

(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

- 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

## 在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。  
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』中での議論)

→ 18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

# 障害児支援の強化

## (1) 障害児通所支援 (児童福祉法第6条の2等)

- ① 通所支援・児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、「児童発達支援(センター)」「医療型児童発達支援(センター)」として一元化して、多様な障害の子どもを受け入れられるようにする。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 新たに、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」を創設する。
- ③ 給付についての実施主体を、市町村とする。

## (2) 障害児入所支援 (児童福祉法第7条等)

- ① 入所支援について、障害の重複化等を踏まえ、障害種別による区分をなくし、「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」として一元化する。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 在園期間の延長措置を見直し、満18歳以上の入所者については、児童福祉法ではなく障害者施策で対応するように見直す。

その際、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、この基準の設定に当たって配慮等を行う。

# 障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

知的障害児施設

・知的障害児施設

・第一種自閉症児施設(医)

・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

・盲児施設

・ろうあ児施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児施設(医)

・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- 新 保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型
- ・医療型

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの



## ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

(施行期日)  
平成24年4月1日までの  
政令で定める日(平成23年10  
月1日(予定))から施行

### グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要がある。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(居住に要する費用の助成)。

### 重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

# グループホーム・ケアホームの利用の際の助成

## 1 目的

グループホーム・ケアホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

## 2 対象者

グループホーム・ケアホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)

## 3 助成額(月額)

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。

※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。

(例:平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

## 4 負担率

1/2 (負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

## 5 施行期日

平成23年10月1日

# 重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）

## 1 目的

地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障害者（児）の移動支援について、「同行援護」として障害福祉サービスに位置付け、自立支援給付の対象とするもの。

## 2 負担率

1/2（負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

## 3 施行期日

平成23年10月1日

#### 4 同行援護のサービス内容

- ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)
- ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

#### 5 同行援護の対象者の基準

##### ◇ 身体介護を伴わない場合

- ・ 同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者

##### ◇ 身体介護を伴う場合

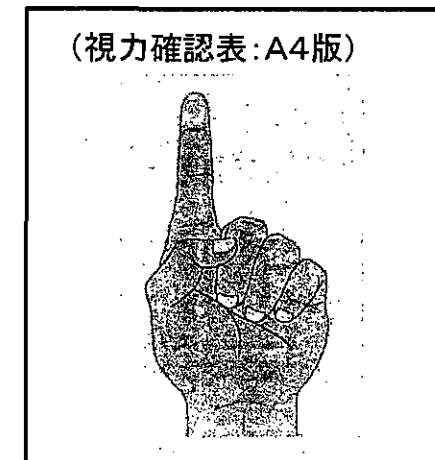
- ・ 同行援護アセスメント票(案)の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者
- ・ 障害程度区分が2以上
- ・ 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定

## 同行援護アセスメント票（案）

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

### アセスメント項目

No	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障害 視力(6-1)	普通(日常生活に支障がない)	約1m離れた視力確認表の図が見える	目の前に置いた視力確認表の図が見える。	ほとんど見えない 見えているのが判断不能	障害程度区分認定調査項目「6-1」と同じ 矯正視力による測定とすること (視力確認表は下図)
2	視野障害 視野	ない 又は右記以外	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上(身体障害者手帳3級に相当)	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳2級に相当)	視力に上記問題がなく、視野に障害がある場合に評価すること	
3	夜盲 網膜色素変性症等による夜盲等	ない 又は右記以外	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること 必要に応じて様式例による医師意見書を添付	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること
4	移動障害 盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみできる	できない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとすること	人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること



#### 【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、顔体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

## ⑦ その他

(施行期日)

(1)(3)(6): 公布日施行

(2)(4)(5): 平成24年4月1日までの  
政令で定める日(平成24年  
4月1日(予定))から施行

### (1) 「その有する能力及び適性に応じ」の削除

(課題) 能力及び適性に応じたサービス量しか支給しないように読まれるおそれ。

→ 目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除。

### (2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

(課題) 成年後見制度利用支援事業は、相談支援事業の事業内容の一つであり、実施していない市町村がある。

→ 法律上、市町村の地域生活支援事業の必須事業とする。

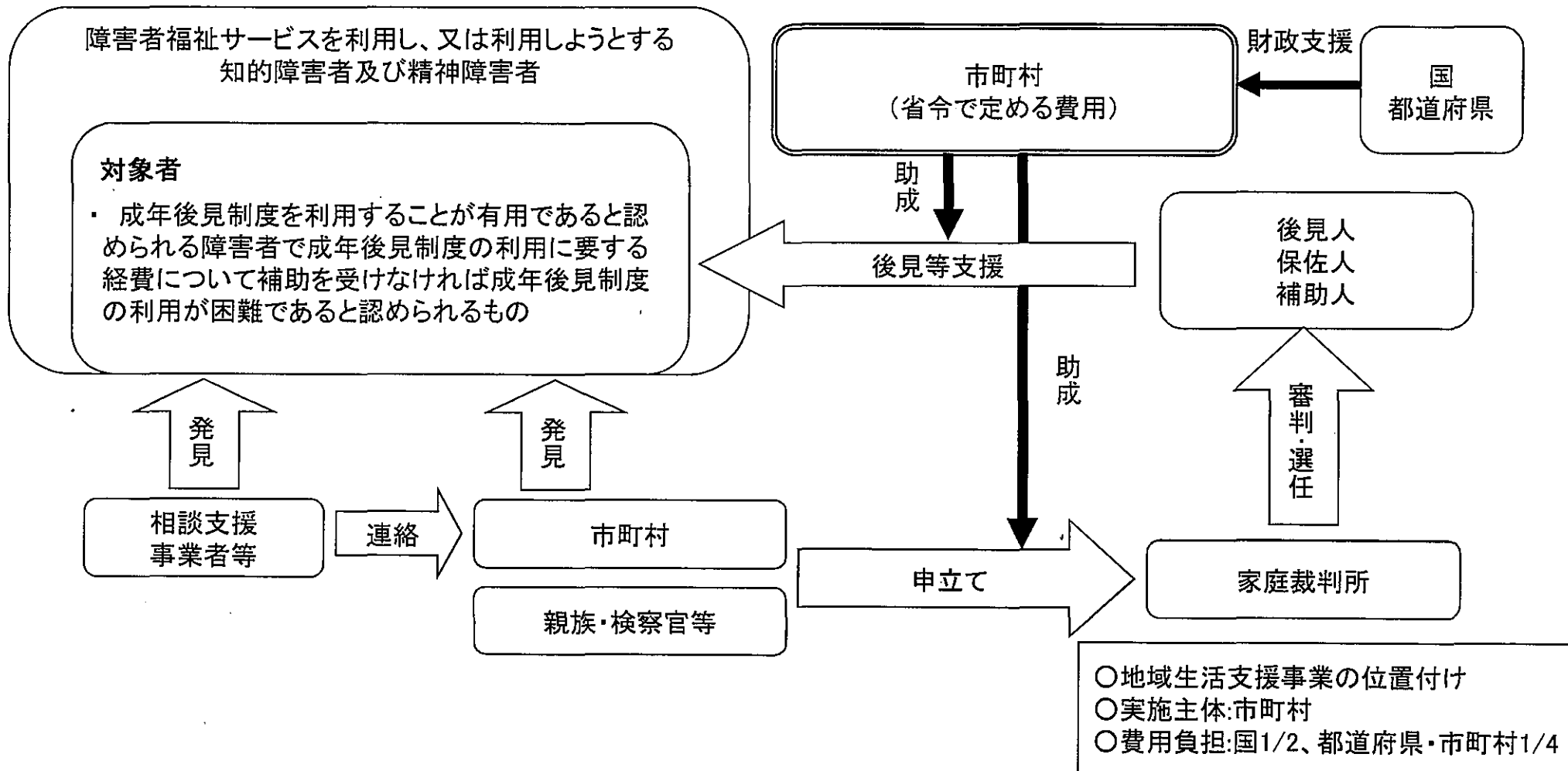
### (3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例

(課題) 児童デイサービスの利用は、18歳未満。在学中に、利用できなくなる。

→ 児童デイサービスを20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。

# 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

- 成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業を必須事業化。
- 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。



#### (4) 事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

#### (5) 精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

【精神保健福祉士法の改正】

#### (6) 検討

(課題) 難病の者等に対する支援及び障害者等に対する全般的な移動支援の充実が必要。

→ 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 障害者自立支援法一部改正法の施行に向けた当面のスケジュール案(主なもの)

	平成23年				平成24年
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
平成23年10月施行分					
グループホーム・ケアホーム利用の際の助成			○政省令・告示の公布 ○事務処理要領改訂案等の提示	(施行)	
同行援護の創設		○同行援護に係る基準、報酬等の案の提示	○政省令・告示の公布 ・事業者の準備指定	(施行)	
平成24年4月施行分					
利用者負担の見直し					○政省令の公布 ○利用者負担認定の手引き改訂案の提示
相談支援体制の充実		○地域相談支援及び計画相談支援に係る基準、報酬等の基本的な考え方の提示 ○基幹相談支援センターの役割等の基本的な考え方の提示		○地域相談支援及び計画相談支援に係る基準省令の公布	○地域相談支援及び計画相談支援に係る報酬告示の公布 ・事業者の準備指定
障害児支援の強化		○施設体系の一元化に係る基準、報酬等の基本的な考え方の提示		○施設体系の一元化に係る基準省令の公布	○施設体系の一元化に係る報酬告示の公布 ・事業者の準備指定
事業者の業務管理体制の整備			○業務管理体制の整備に係る基準等の基本的な考え方の提示		○政省令の公布 ○業務管理体制データ管理システム整備(～平成24年9月) ○確認検査指針等の発出

※「○」は厚生労働省において実施する事項。「・」は地方自治体において実施する事項。

# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について (抜粋)

平成22年6月29日  
閣議決定

政府は、障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。 )の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見) 」(平成22年6月7日)(以下「第一次意見」という。 )を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「障害者権利条約」という。 )の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

## 第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

### 2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

#### (3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

### 3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

#### (1)労働及び雇用

○ いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。 )における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

#### (4)医療

○ 精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

○ 「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

○ 精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

#### (5)障害児支援

○ 障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

○ 障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

#### (6)虐待防止

○ 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

# 総合福祉部会2010年から2011年活動スケジュール(案)

	2010年							2011年								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
部会 全体会	● 22 日	● 27 日	● 31 日	● 21 日	● 26 日	● 19 日	● 7 日	● 25 日	● 15 日		● 26 日	● 31 日	● 23 日	● 26 日	● 9 日	● 30 日
	新法の論点についての 共通理解を深める				第1期課題別作業 チーム検討案を議論				第2期課題別作業 チーム検討案を議論				新法の 骨格整理		新法の 骨格提言	
部会作業 チーム	新法策定にあたり、より 詰めた議論や検討が必要 な課題について、課題 別作業チームを編成し、 全体会議に諮る検討案 を作成する。 (部会全体会の後に、作 業チームに別れて協議 検討)				第1期作業チーム 1月に報告書提出			第1期作業チーム報告・討議	第2期作業チーム 5月に報告書提出				第2期作業チーム報告・討議		第2期報告書に対する厚生労働省からのコメント	
	検査状況の報告 毎回の部会で「議事概 要」提出				法の理念・目的 【麻井克徳座長】	障害の範囲 【田中伸明座長】	選択と決定・相談支援 プロセス(程度区分) 【森本尚子座長】		地域移行 【大久保常明座長】	地域生活の資源整備 【森祐司座長】	利用者負担 【田中伸明座長】	報酬や人材確保等 【藤岡毅座長】				
障がい者 制度改革 推進会議と の合同作 業チーム	就労、医療、児童分野につ いては合同作業チームで論 点の整理・検討を行う。				医療(主に精神分野)			医療(その他の医療一般) 【堂本暁子座長】								
					就労(労働及び雇用)【松井亮輔座長】											
					障害児支援【大谷恭子座長】											

